

人工内耳用外部装置及び人工内耳用電池の申請について

1 対象者

- ・高松市内に住所がある方
- ・聴覚障がい者かつ人工内耳を装用している1歳以上の方
- ・在宅生活の方(入院・入所していない人)
- ・人工内耳用外部装置については、医療保険の適用を受けない方

2 申請に必要なもの

人工内耳用外部装置

- ・身体障害者手帳
- ・申請書
- ・見積書
- ・カタログ
- ・人工内耳の装用を証明する書類
- ・意見書(両耳装用している場合に必要)
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード
- ・身元確認書類(運転免許証等)
- ・修理不能証明書: 用具が修理不能になり、再給付申請をする場合に必要

人工内耳用電池

- ・身体障害者手帳
- ・申請書
- ・見積書
- ・カタログ
- ・人工内耳の装用を証明する書類※初回のみ
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード
- ・身元確認書類(運転免許証等)

☆申請1回につき、

電池:最大6か月分まで

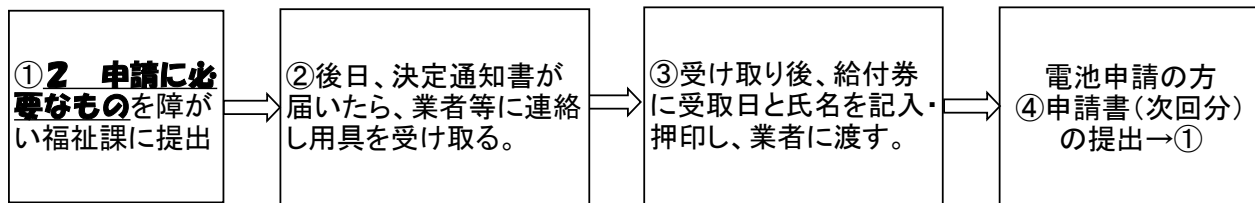
充電電池:最大1年分まで が上限となります。

※市外から転入された方は、世帯員全員の個人番号(マイナンバー)若しくは所得課税証明書(所得、課税、控除が全て記載されているもの)を必ず御提出ください。

※用具を購入する業者は、別紙の受託業者一覧から選んでいただきます。

希望する業者が一覧表の中に入らない場合はお知らせください(業者登録が必要です。)

3 申請の流れ



4 利用者自己負担額

◆用具の限度額◆

- 人工内耳用外部装置 … 20万円
※両耳の場合 … 40万円
- 人工内耳用電池 … 2,000円/月(申請1回につき、6か月分が上限)
※両耳の場合 … 月4,000円
※ 充電電池は 24,000円 /年 (申請1回につき、1年分が上限)

※ 市民税課税世帯の場合は
見積金額又は限度額の10%
(ただし、限度額を超えた分は利用者の負担になります。)

※ 生活保護世帯、市民税非課税世帯の場合は
自己負担はありません。
(ただし、限度額を超えた分は利用者の負担になります。)

◆問合せ先◆

〒760-8571
高松市番町一丁目8番15号
障がい福祉課
生活支援係 日常生活用具担当
TEL 087-839-2333